明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（国土交通五〇五）　一
〔人事異動〕
法務省　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失、外国法事務弁護士名簿の登録・指定法の付記・記章紛失、処置請求に関する調査委員会規則中一部改正、裁判所の処置請求に対する取扱規則中一部改正、意見招請関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第五百五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

平成二十二年五月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、他の法令等に定めるもののほか、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
公共交通移動円滑化設備整備費補助金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三四年
外国船舶油等防除対策費補助金			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	四一年
低公害車普及促進対策費補助金			その他のもの	
高効率船舶等技術研究開発費補助金			旅館用又はホテル用のもの	三四年
踏切保安設備整備費補助金			延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	四一年
鉄道防災事業費補助			その他のもの	三一年
鉄道施設総合安全対策事業費補助			店舗用のもの	三九年
物流連携効率化推進事業費補助金			病院用のもの	三九年
整備新幹線整備事業費補助			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜舎用のもの	三九年
鉄道軌道輸送対策事業費補助金			公衆浴場用のもの	三八年
災害復旧事業費補助金			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三一年
LRTシステム整備費補助金				
幹線鉄道等活性化事業費補助				
都市鉄道利便増進事業費補助			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四年
地下高速鉄道整備事業費補助				
鉄道駅総合改善事業費補助				